Ｊ：ＣＯＭ　緊急地震速報サービス利用規約　株式会社ジェイコム湘南

目　次

第１条（規約の適用）

株式会社ジェイコム湘南（以下「当社」といいます。）は、このＪ：ＣＯＭ緊急地震速報サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）により、緊急地震速報（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

２　当社はＪ：ＣＯＭ　ＴＶサービス加入契約約款（料金表を含みます。以下「Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ約款」といいます。）の放送サービスの一つとして本サービスを提供し、本規約の規定がＪ：ＣＯＭ　ＴＶ約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第２条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

２　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第３条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第４条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者が予め本規約を承認し、当社の指定する方法により申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

（１）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（２）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本規約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

（３）加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合

（４）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

（５）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

（６）加入申込者が本規約に違反する恐れがあると認められる場合

（７）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

（８）本規約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

３　当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第５条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して８日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

２　前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

３　第１項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

４　前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合に

は加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第６条（最低利用期間）

本サービスには、６ヶ月間の最低利用期間があります。

２　加入者は、本サービス提供を開始した日の属する月を１と起算して６ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

３　当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

（１）当社または別に定める有線テレビジョン放送事業者のＪ：ＣＯM緊急地震速報サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める有線テレビジョン放送事業者のＪ：ＣＯM緊急地震速報サービスの加入申込を行う場合

（２）第８条（停止および解除）の規定により、当社が加入契約を解除する場合

４　加入者は、解約もしくは加入契約の解除があった時点の本サービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

５　加入者が、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ約款に定める有線テレビジョン放送事業者のＪ：ＣＯM緊急地震速報サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。

６　加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第７条（解約）

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の１０日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

２　加入者は解約の場合、料金表に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

３　解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

４　解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

５　加入者は本条に定める解約、および第８条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

６　加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第８条（停止および解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または本規約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第７条（解約）の規定に準じて取り扱います。

２　前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、本サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

３　当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

４　共同住宅、集合住宅等の共聴施設により本サービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第９条（Ｊ：ＣＯＭ緊急地震速報サービス）

本サービスは、気象庁から発表される震源、地震の規模等の情報（以下「緊急地震速報」といいます。）を配信するものです。加入者は当社が貸与する緊急地震速報専用端末（以下「ＥＡＴ」といいます。）にて、ＥＡＴが演算した主要動の到達時間と予測震度の告知を受けることができます。

２　加入者はＥＡＴ毎に告知を行う震度を「震度３以上」もしくは「震度４以上」に指定するものとします。

３　当社は、ＥＡＴが告知する演算の結果の完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。

４　緊急地震速報には、以下の技術的限界があります。

（１）震源が近い場合は、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が短く、情報が間に合わないこと。

（２）ごく短時間で収集するデータに基づく情報のため、誤差を伴うことがあること。

（３）地震以外の要因により、誤報が生じること。

５　当社が配信する緊急地震速報は、気象庁が発表するものに限ります。ただし、ＥＡＴの誤った動作を引き起こす可能性のある情報は、配信しない場合があります。

第１０条（その他のサービス）

当社は、緊急地震速報に基づいたサービスの他に、災害や防犯などの情報を追加して提供する場合があります。

２　当社は、前項の追加を行う場合には、当社が適当と判断した方法により、事前に加入者に通知を行うこととします。

３　当社は、追加されたその他サービスの内容について、予告無く変更することができるものとします。

第１１条（料金の適用）

当社が提供するサービスの料金は、加入契約料、利用料、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

２　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第１２条（加入契約料等）

加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入契約料、引込・宅内工事費等を減額することがあります。

２　加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

第１３条（利用料）

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料（機器使用料を含みます。）を、サービスの提供を受け始めた日の翌日から毎月支払うものとします。

第１４条（債権譲渡）

加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第１５条（端数処理）
当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
２　料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
３　実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第１６条（延滞処理）
加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。
２　前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年１４．５％の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
３　当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第１７条（損害賠償）
当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
２　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
３　当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。
（１）天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
（２）当社施設の維持管理および障害の復旧のために、サービスの提供の中止および中断を余儀なくされた場合
（３）気象庁等からの緊急地震速報の配信停止により、サービスの提供の中止および中断を余儀なくされた場合
（４）気象庁等から誤った緊急地震速報が配信された場合
（５）当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
４　当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第１８条（施設の設置および費用の負担等）
当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。
ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。
２　加入者は保安器の出力端子からＥＡＴまでの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。

３　共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
４　当社が本規約に従って本サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第１９条（設置場所の変更）
加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
（１）変更先が同一敷地内の場合
（２）変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
２　加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
３　加入者は、第１８条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第２０条（施設の設置場所の無償使用等）
加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
２　加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第２１条（機器等の貸与）
当社は、加入者に料金表に定める機器等を貸与します。
２　加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
３　加入者は、取扱説明書等に記載されている方法により、ＥＡＴの正常動作の確認を定期的に行うものとします。
４　加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第７条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
５　加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業、動作テスト等の実施に同意し、協力するものとします。
６　当社が本規約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第２２条（維持管理責任の範囲）
当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
２　加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第２３条（施設の故障等に伴う費用負担）
当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した

額を負担するものとします。
２　加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第２４条（禁止事項）
加入者は、当社が提供する本サービスを、当社の承諾を得ることなく第三者に供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。当社の承諾を得る場合は、第４条（加入契約の成立）に準じた手続きを要するものとします。
２　加入者は、加入契約に定める台数を超えるＥＡＴを接続することができません。
３　前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。また、該当の行為に起因するあらゆる損害に対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。
４　当社のサービスの提供を受ける目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
５　加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第２５条（加入者の氏名等の変更）
加入者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第２５条の２　（加入者の地位の承継）
相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
２　前項の場合に、相続人が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
３　前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの１人を代表者として扱います。
４　第１項および第２項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第２６条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社に申し出るものとします。

第２７条（加入者に係る情報の取扱い）
当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社もしくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。
なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。
第２８条（準拠法）
本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第２９条（合意管轄）
加入者と当社との間における一切の訴訟については、当社のサービス区域を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第３０条（言語）
本規約の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第３１条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第３２条（情報配信サービス）
情報配信サービスは、緊急地震速報を当社が指定した専用端末（以下「ＢＥＡＴ」といいます。）に配信するものです。
２　当社は、本規約および別に定める規定等により、情報配信サービスを提供します。
３　本規約の規定が別に定める規定等と異なる定めがある場合、又は本規約に記載されていない定めがある場合は、別に定める規定等が優先して適用されるものとします。
４　当社は、技術的な理由及び当社が別に定める基準により、情報配信サービスの申込みを承諾しないことができるものとします。
５　情報配信サービスの加入者は、料金表に定める配信サービス利用料及び基本保守サービス利用料の支払を要します。

料金表第１（横須賀局以外）

第９条（Ｊ：ＣＯＭ 緊急地震速報サービス）に関する料金の適用については、この料金表の規定によります。

項目	サービス名
	Ｊ：ＣＯＭ　緊急地震速報サービス
料金	
１.加入契約料	無料
２.利用料(月額)	
（ア）当社が別に定めるサービスの契約が継続している期間	480 円（税込 518 円）/ＥＡＴ1 台毎
（イ）（ア）以外の期間	800 円（税込 864 円）/ＥＡＴ1 台毎
第６条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する利用料に相当する額とします。
３.工事費、損害金等	
引込・宅内工事費	
戸　　建	実　　費　※注１
集合住宅	実　　費　※注１

その他の工事費	実　　費　※注１		
故障点検・補修費	実　　費　※注１		
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	11,000 円／ＥＡＴ1 台毎 実費／付属部品 実費／取扱説明書		
４.手続きに関する料金			
延滞手数料	600 円（税込 648 円）		
５.情報配信サービスに関する料金			
配信サービス利用料（月額）	区分	単位	料金額
	（ア）申込者が地方公共団体又は学校の設置者の場合 ※注２	ＢＥＡＴの契約台数が1～19 台の場合	4,000 円（税込 4,320 円）／ＢＥＡＴ1台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が20 台以上の場合	2,500 円（税込 2,700 円）／ＢＥＡＴ1台毎
	（イ）（ア）以外の場合	-	8,000 円（税込 8,640 円）／ＢＥＡＴ1台毎
監視・保守に関する費用（月額）	区分	単位	料金額
	基本保守サービス利用料	-	2,000 円（税込 2,160 円）／ＢＥＡＴ1台毎
	監視・駆け付けサービス利用料 ※注３	ＢＥＡＴの契約台数が1～19 台の場合	5,000 円（税込 5,400 円）／ＢＥＡＴ1台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が20 台以上の場合	3,000 円（税込 3,240 円）／ＢＥＡＴ1台毎
ＢＥＡＴ機器代金	実　　費　※注１・注４		
配信・伝送に関する費用	実　　費　※注１		

注１．　実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。
注２．　地方公共団体とは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に定める普通地方公共団体および特別地方公共団体）をいいます。また、学校とは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定されるもの及びこれらに準じる組織として、主に 18 歳未満の児童、生徒を対象とするものをいいます。
注３．　監視・駆け付けサービスは、加入者からの希望があった場合に提供します。
注４．　当社は、第２１条（機器等の貸与）の規定にかかわらず、ＢＥＡＴの貸与は行ないません。

料金表第 2（横須賀局三浦市・横須賀市以外、湘南局寒川町以外）

第９条（Ｊ：ＣＯＭ 緊急地震速報サービス）に関する料金の適用については、この料金表の規定によ

ります。

項目	サービス名		
	Ｊ：ＣＯＭ 防災情報サービス		
料金			
１.加入契約料	無料		
２.利用料(月額)			
（ア)当社が別に定めるサービスの契約が継続している期間	300 円（税込 324 円）/ＥＡＴ1 台毎		
（イ）（ア）以外の期間	500 円（税込 540 円）/ＥＡＴ1 台毎		
第６条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する利用料に相当する額とします。		
３.工事費、損害金等			
引込・宅内工事費			
戸 建	実 費 ※注１		
集合住宅	実 費 ※注１		
その他の工事費	実 費 ※注１		
故障点検・補修費	実 費 ※注１		
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	11,000 円／ＥＡＴ1 台毎 実費／付属部品 実費／取扱説明書		
４.手続きに関する料金			
延滞手数料	600 円（税込 648 円）		
５.情報配信サービスに関する料金			
配信サービス利用料（月額）	区分	単位	料金額
	（ア)申込者が地方公共団体又は学校の設置者の場合 ※注２	ＢＥＡＴの契約台数が 1～19 台の場合	4,000 円（税込 4,320 円)／ＢＥＡＴ1 台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が 20 台以上の場合	2,500 円（税込 2,700 円)／ＢＥＡＴ1 台毎
	（イ）（ア）以外の場合	-	8,000 円（税込 8,640 円)／ＢＥＡＴ1 台毎
監視・保守に関する費用（月額）	区分	単位	料金額
	基本保守サービス利用料	-	2,000 円（税込 2,160 円)／ＢＥＡＴ1 台毎
	監視･駆け付けサービス利用料 ※注３	ＢＥＡＴの契約台数が 1～19 台の場合	5,000 円（税込 5,400 円)／

			ＢＥＡＴ1台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が 20 台以上の場合	3,000 円（税込 3,240 円)／ＢＥＡＴ1台毎
ＢＥＡＴ機器代金	実 費 ※注１・注４		
配信・伝送に関する費用	実 費 ※注１		

注１． 実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。
注２． 地方公共団体とは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に定める普通地方公共団体および特別地方公共団体）をいいます。また、学校とは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定されるもの及びこれらに準じる組織として、主に 18 歳未満の児童、生徒を対象とするものをいいます。
注３． 監視・駆け付けサービスは、加入者からの希望があった場合に提供します。
注４． 当社は、第２１条（機器等の貸与）の規定にかかわらず、ＢＥＡＴの貸与は行ないません。

料金表第 3（横須賀局三浦市・横須賀市、湘南局寒川町）

第１０条（その他のサービス）に関する料金の適用については、この料金表の規定によります。

項目	サービス名		
	Ｊ：COM 防災情報サービス		
料金			
１.加入契約料	無料		
２.利用料(月額)			
（ア）当社が別に定めるサービスの契約が継続している期間	300 円（税込 324 円）/ＥＡT1 台毎		
（イ）（ア）以外の期間	500 円（税込 540 円）/ＥＡT1 台毎		
第６条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する利用料に相当する額とします。		
３.工事費、損害金等			
引込・宅内工事費			
戸 建	実 費 ※注１		
集合住宅	実 費 ※注１		
その他の工事費	実 費 ※注１		
故障点検・補修費	実 費 ※注１		
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	11,000 円／ＥＡT1 台毎 実費／付属部品 実費／取扱説明書		
４.手続きに関する料金			
延滞手数料	600 円（税込 648 円）		
５.情報配信サービスに関する料金			
配信サービス利用料	区分	単位	料金額

（月額）	（ア）申込者が地方公共団体又は学校の設置者の場合 ※注２	ＢＥＡＴの契約台数が 1〜19 台の場合	4,000 円（税込4,320 円）／ＢＥＡＴ1台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が 20 台以上の場合	2,500 円（税込2,700 円）／ＢＥＡＴ1台毎
	（イ）（ア）以外の場合	-	8,000 円（税込8,640 円）／ＢＥＡＴ1台毎
監視・保守に関する費用（月額）	区分	単位	料金額
	基本保守サービス利用料	-	2,000 円（税込2,160 円）／ＢＥＡＴ1台毎
	監視・駆け付けサービス利用料 ※注３	ＢＥＡＴの契約台数が 1〜19 台の場合	5,000 円（税込5,400 円）／ＢＥＡＴ1台毎
		ＢＥＡＴの契約台数が 20 台以上の場合	3,000 円（税込3,240 円）／ＢＥＡＴ1台毎
ＢＥＡＴ機器代金	実 費 ※注１・注４		
配信・伝送に関する費用	実 費 ※注１		

注１． 実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。
注２． 地方公共団体とは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に定める普通地方公共団体および特別地方公共団体）をいいます。また、学校とは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定されるもの及びこれらに準じる組織として、主に 18 歳未満の児童、生徒を対象とするものをいいます。
注３． 監視・駆け付けサービスは、加入者からの希望があった場合に提供します。
注４． 当社は、第２１条（機器等の貸与）の規定にかかわらず、ＢＥＡＴの貸与は行ないません。

附則

（１）当社は、特に必要がある時には、本規約に特約および規約等を付することができます。
（２）一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
（３）本規約は、平成２０年２月１日より施行します。

（実施期日）

この改正規定は、平成２０年１０月１日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成２１年９月１日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成２２年３月１日から実施します。
当社は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ約款に定める特別定期契約（コースⅡに限ります。）を締結している加入者について、　本約款の規定にかかわらず、料金表 2.に定める利用料（月額）について EAT2 台分まで、その支払を要しません。

（実施期日）
本改正規定は、平成２２年７月１日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成２３年２月２４日から実施します。
（経過措置）
この改正規定実施の日から平成２３年５月９日までに、当社が別に定めるＪ：ＣＯＭ ＴＶサービス加入契約約款の料金表に定める、第３種定期契約【お得プラン（１年契約)】、第４種定期契約【お得プラン（２年契約)】に新規に申込があり、および本規約に定めるＪ：ＣＯＭ緊急地震速報サービスの申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表２．に定める利用料（月額）について、この本規約の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して１年が経過することとなる暦日の末日まで、加入者はその支払いを要しません。
２　前項の場合において、複数台のＪ：ＣＯＭ緊急地震速報サービスの利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３　当社は、平成２３年５月３１日までに本規定の適用が開始されている場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則
（実施期日）
この約款は、平成２４年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２５年３月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２６年３月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）
この改正規定は、平成２６年８月１日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。
（契約に関する経過措置）
この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ジェイコム鎌倉との間で締結している J:COM 緊急地震速報サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する J:COM 緊急地震速報サービスに係る契約に移行したものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）
この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ジェイコム鎌倉の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）
この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ジェイコム鎌倉のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の J:COM 緊急地震速報サービスに関する手続きその他の行為とします。

（実施期日）
この改正規定は、平成２７年４月１６日から実施します。
（経過措置）
当社は、この改正規定実施の日から平成 29 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM 緊急地震速報サービスに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 29 年 3 月 31 日まで J:COM 緊急地震速報サービスの月額利用料を無料とします。
2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。